

地区連合町内会会長 各位

社会福祉法人神奈川県共同募金会
横浜市港北区支会 支会長 高橋 静明

共同募金運動における戸別募金の実施について（お願い）

時下 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素から共同募金運動に対しましてご配慮を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年も 10 月 1 日から別紙「令和 4 年度共同募金運動実施要領」および「港北区年末たすけあい運動実施要綱」に基づき共同募金運動を実施いたします。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴地区内自治会町内会におかれましても、戸別募金の募集並びに取りまとめにご協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、従来の自治会・町内会活動が難しい状況であります。ご協力くださる地域の方々の健康・安全を第一とし、戸別訪問等による募集におきましては、地域の実情にあわせた柔軟なご対応をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

種別	赤い羽根共同募金	年末たすけあい
実施時期	10 月 1 日（土）～ 3 月 31 日（金）	11 月 1 日（火）～ 12 月 31 日（土）
協力依頼先	港北区内各自治会町内会	
目安額	¥ 27,383,430－	¥ 21,477,200－
資材送付先	各自治会町内会長宅（指定のあった場合は指定先）	
送付資材	①自治会町内会会長向け資料 ②班長向け資料 ③目安額一覧表 ④共同募金実施要領 ⑤あかいはね（協力者向け資料） ⑥払込取扱票（ゆうちょ銀行） ⑦払込取扱票について ⑧共同募金のお願い（班回覧資料） ⑨委嘱状 ⑩ポスター ⑪赤い羽根シート ⑫領収書 ⑬共同募金用募金封筒 ⑭税制上の優遇措置希望者名簿 ⑮表彰対象者名簿 ⑯募金実施衛生ガイドライン第 2 版	①年末たすけあい用募金封筒 ②年末たすけあい実施要綱 ※年末たすけあい振込依頼票については地区社協会長へお渡しします。なお、師岡、大倉山、篠原、城郷、新吉田あすなろについては単位町内会会長に地区社協会長よりお渡しします。
資材発送時期	9 月 26 日（月）～順次	10 月 12 日（水）～順次
送金締切	令和 4 年 12 月 15 日（木）	

【お問い合わせ】 共同募金会港北区支会(港北区社会福祉協議会内)

担当：佐藤・中村 TEL：547-2324 FAX：531-9561

令和4年度 赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表

整理番号	地区	自治会・町内会	加入世帯(8月)	一般募金(目安)	年末たすけあい(目安)
0101	日吉	日吉本町東町会	3,500	847,875	665,000
0102	日吉	日吉本町西町会	4,596	1,113,330	873,200
0103	日吉	日吉町自治会	3,400	823,650	646,000
0104	日吉	日吉台町内会	570	138,210	108,400
0105	日吉	日吉町宮前自治会	4,000	969,000	760,000
0106	日吉	常盤会自治会	205	49,725	39,000
0107	日吉	下田町自治会	3,600	872,100	684,000
0108	日吉	サンヴァリエ日吉自治会	300	72,675	57,000
0109	日吉	コンフォール南日吉自治会	750	181,815	142,600
0110	日吉	箕輪町町内会	3,700	896,325	703,000
0111	日吉	日吉第7コーポ自治会	290	70,380	55,200
0112	日吉	さかえ住宅自治会	150	36,465	28,600
	日吉 集計		25,061	6,071,550	4,762,000

0201	綱島	綱島温泉町自治会	617	149,430	117,200
0202	綱島	綱島中町自治会	830	201,195	157,800
0203	綱島	綱島東町自治会	2,318	561,510	440,400
0204	綱島	綱島東親和会	1,165	282,285	221,400
0205	綱島	綱島中央町会	1,250	302,940	237,600
0206	綱島	綱島上町自治会	2,800	678,300	532,000
0207	綱島	綱島親友会	720	174,420	136,800
0208	綱島	綱島西広町自治会	400	96,900	76,000
0209	綱島	綱和会	166	40,290	31,600
0210	綱島	北綱島自治会	210	51,000	40,000
0211	綱島	綱島住宅自治会	131	31,620	24,800
0212	綱島	綱島本町自治会	245	59,415	46,600
0213	綱島	グリーンサラウンドシティ自治会	910	220,575	173,000
0214	綱島	新吉会	200	48,450	38,000
	綱島 集計		11,962	2,898,330	2,273,200

0301	大曽根	大曽根上本町会	460	111,435	87,400
0302	大曽根	大曽根連合町内会 菰西会	200	48,450	38,000
0303	大曽根	真菰会	170	41,310	32,400
0304	大曽根	大曽根中町会	154	37,230	29,200
0305	大曽根	中央懇話会	234	56,610	44,400
0306	大曽根	大曽根親交会	260	62,985	49,400
0307	大曽根	大曽根六地区町会	280	67,830	53,200
0308	大曽根	翼会	45	10,965	8,600
0309	大曽根	大曽根上町会	260	62,985	49,400
0310	大曽根	親和会	130	31,620	24,800
0311	大曽根	大曽根東会	180	43,605	34,200
0312	大曽根	大曽根本町町会	100	24,225	19,000
0313	大曽根	大曽根連合会 大友会	219	53,040	41,600
0314	大曽根	大曽根新生会	78	18,870	14,800
0315	大曽根	大曽根連合会 桃友会	70	17,085	13,400
0316	大曽根	盟友会	145	35,190	27,600
0317	大曽根	大曽根北部自治会	277	67,065	52,600
0318	大曽根	大曽根南台町内会	152	36,720	28,800
0319	大曽根	大曽根自治連合 あけぼの会	236	57,120	44,800
0320	大曽根	ガーデンズ会	280	67,830	53,200
0321	大曽根	ドレッセ大倉山自治会	124	30,090	23,600
	大曽根 集計		4,054	982,260	770,400

0401	樽	樽町町内会	2,824	684,165	536,600
0402	樽	樽町第一親和会	702	170,085	133,400
0403	樽	樽町第二親和会	248	60,180	47,200
0404	樽	樽町第三親和会	260	62,985	49,400
0405	樽	大倉山自治会	340	82,365	64,600
0406	樽	琵琶畑自治会	175	42,330	33,200
0407	樽	樽町サンハイツ自治会	128	31,110	24,400
0408	樽	ガーデンコート自治会	123	29,835	23,400
0409	樽	パークシティ綱島自治会	200	48,450	38,000
	樽 集計		5,000	1,211,505	950,200

一般目安額＝(加入世帯数×95%※)×255円 年末目安額＝(加入世帯数×95%※)×200円
令和4年8月1日現在で区に届け出のあった世帯数となります。

令和4年度 赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表

整理番号	地区	自治会・町内会	加入世帯(8月)	一般募金(目安)	年末たすけあい(目安)
0501	菊名	大倉山喜久和会	420	101,745	79,800
0502	菊名	菊名北町町内会	3,020	731,595	573,800
0503	菊名	錦が丘町内会	930	225,420	176,800
0504	菊名	表谷町内会	2,410	583,950	458,000
0505	菊名	泉ヶ丘町内会	139	33,660	26,400
0506	菊名	大豆戸町内会	4,000	969,000	760,000
0507	菊名	ふじ町内会	185	44,880	35,200
0508	菊名	大倉山ハイム町内会	535	129,540	101,600
0509	菊名	新横浜町内会	2,306	558,705	438,200
0510	菊名	新横浜自治会	892	215,985	169,400
	菊名 集計		14,837	3,594,480	2,819,200

0601	師岡	師岡打越町内会	1,085	262,905	206,200
0602	師岡	師岡南町内会	1,015	245,820	192,800
0603	師岡	師岡仲町内会	545	132,090	103,600
0604	師岡	師岡表谷町内会	1,255	303,960	238,400
	師岡 集計		3,900	944,775	741,000

0701	大倉山	市之坪町会	1,050	254,490	199,600
0702	大倉山	太尾中町会	480	116,280	91,200
0703	大倉山	太尾宮前町会	790	191,505	150,200
0704	大倉山	大倉山神明町会	420	101,745	79,800
0705	大倉山	太尾下町会	363	87,975	69,000
0706	大倉山	太尾南町会	850	206,040	161,600
0707	大倉山	太尾西町会	660	159,885	125,400
0708	大倉山	大倉山明和会	598	144,840	113,600
0709	大倉山	大倉山白樺町会	420	101,745	79,800
0710	大倉山	太尾親和町会	380	92,055	72,200
0711	大倉山	大倉山コーポラス自治会	92	22,185	17,400
0712	大倉山	大倉山第二コーポラス自治会	273	66,045	51,800
0713	大倉山	秀和大倉山レジデンス自治会	161	39,015	30,600
0714	大倉山	ライオンズマンション大倉山自治会	194	46,920	36,800
0715	大倉山	コスモ大倉山自治会	103	24,990	19,600
0716	大倉山	大倉山ハイム自治会	216	52,275	41,000
0717	大倉山	コスモサンディックレジデンス大倉山自治会	74	17,850	14,000
0718	大倉山	エクステ大倉山自治会	62	15,045	11,800
	大倉山 集計		7,186	1,740,885	1,365,400

0801	篠原	菊名南町自治会	1,600	387,600	304,000
0802	篠原	富士塚自治会	1,750	424,065	332,600
0803	篠原	篠原町自治会	2,690	651,780	511,200
0804	篠原	篠原西町自治会	1,192	288,660	226,400
0805	篠原	仲手原自治会	2,600	629,850	494,000
0806	篠原	仲手原南自治会	510	123,675	97,000
0807	篠原	篠原台町自治会	1,152	278,970	218,800
0808	篠原	篠原コーポラス自治会	418	101,235	79,400
0809	篠原	篠原東自治会	1,978	479,145	375,800
0810	篠原	篠原町グリーンコーポ自治会	135	32,640	25,600
	篠原 集計		14,025	3,397,620	2,664,800

0901	城郷	小机大堀町内会	1,778	430,695	337,800
0902	城郷	小机堀崎町内会	270	65,535	51,400
0903	城郷	小机土井町内会	931	225,420	176,800
0904	城郷	小机宿根町内会	196	47,430	37,200
0905	城郷	小机矢之根町内会	150	36,465	28,600
0906	城郷	小机愛宕町内会	370	89,760	70,400
0907	城郷	小机東町内会	450	109,140	85,600
0908	城郷	鳥山町自治会	1,944	470,985	369,400
0909	城郷	岸根町町内会	1,150	278,715	218,600
	城郷 集計		7,239	1,754,145	1,375,800

令和4年度 赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表

整理番号	地区	自治会・町内会	加入世帯(8月)	一般募金(目安)	年末たすけあい(目安)
1001	新羽	新羽町町内会	647	156,825	123,000
1002	新羽	新羽町・中之久保町内会	310	75,225	59,000
1003	新羽	新羽町南町内会	603	146,115	114,600
1004	新羽	新羽町中央町内会	600	145,350	114,000
1005	新羽	新羽町大竹町内会	220	53,295	41,800
1006	新羽	北新羽町内会	550	133,365	104,600
1007	新羽	新羽町自治会	415	100,470	78,800
1008	新羽	クリオ新横浜北自治会	319	77,265	60,600
	新羽 集計		3,664	887,910	696,400

1101	新吉田	新吉田本町町内会	1,350	327,165	256,600
1102	新吉田	新吉田第二町内会	750	181,815	142,600
1103	新吉田	新吉田町会	1,520	368,220	288,800
1104	新吉田	新吉田北部町内会	525	127,245	99,800
1105	新吉田	吉住会	250	60,690	47,600
1106	新吉田	新吉田南町会	275	66,555	52,200
1107	新吉田	新吉田東町会	580	140,505	110,200
1108	新吉田	新吉田西部町内会	360	87,210	68,400
1109	新吉田	新吉田第四自治会	390	94,605	74,200
1110	新吉田	新吉田中央町内会	600	145,350	114,000
1111	新吉田	新吉田 新生町内会	550	133,365	104,600
1112	新吉田	新吉田町 綱島ハイム町内会	118	28,560	22,400
	新吉田 集計		7,268	1,761,285	1,381,400

1201	あすなろ	新吉田第一町内会	550	133,365	104,600
1202	あすなろ	新和会	528	128,010	100,400
1203	あすなろ	新吉田自治会	330	80,070	62,800
1204	あすなろ	新吉田いつな町内会	300	72,675	57,000
1205	あすなろ	グリーンコーポ綱島自治会	97	23,460	18,400
1206	あすなろ	ライネスハイム綱島町内会	138	33,405	26,200
1207	あすなろ	綱島パーク・ホームズ自治会	110	26,775	21,000
1208	あすなろ	イトーピア綱島自治会	168	40,800	32,000
1209	あすなろ	フォルム綱島クレストワーズ自治会	186	45,135	35,400
	あすなろ 集計		2,407	583,695	457,800

1301	高田	高田町内会	3,400	823,650	646,000
1302	高田	高田町住宅自治会	180	43,605	34,200
1303	高田	高田町住宅親交会	400	96,900	76,000
1304	高田	高田東町会	415	100,470	78,800
1305	高田	高田町親和会	460	111,435	87,400
1306	高田	高田中央町内会	540	130,815	102,600
1307	高田	自治会しらさか	57	13,770	10,800
1308	高田	高田西原自治会	220	53,295	41,800
	高田 集計		5,672	1,373,940	1,077,600

1401	その他の地区	日吉第三コーポ自治会	185	44,880	35,200
1402	その他の地区	日吉第5コーポ本館自治会	42	10,200	8,000
1403	その他の地区	日吉第五コーポ別館自治会	84	20,400	16,000
1404	その他の地区	キャッスル日吉自治会	68	16,575	13,000
1405	その他の地区	大曽根みのり会	15	3,570	2,800
1406	その他の地区	大曽根睦会	23	5,610	4,400
1407	その他の地区	アデニウム新横浜自治会	179	43,350	34,000
1408	その他の地区	大倉山ヒルタウン管理事務所	151	36,465	28,600
	【その他の地区】集計		747	181,050	142,000
	総計			27,383,430	21,477,200



赤い羽根共同募金運動 実施に関してご注意いただきたい点

例年、自治会町内会長ならびに各班長の皆様には共同募金運動に多大なご尽力をいただき、誠にありがとうございます。毎年、多額のご寄付を募ることができ、区内および県内の社会福祉事業や、震災・水害等の災害被災地支援等に役立てられています。

本年も例年同様、募金運動を実施いたしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、従来の自治会・町内会活動が難しい状況であると存じます。つきましては、ご協力くださる地域の方々の健康・安全を第一とし、戸別訪問等による募集におきましては、地域の実情にあわせた柔軟なご対応をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、運動資材・運動の手順などご注意いただきたい点を以下に記載いたしました。お手数ですがご一読いただき、活動いただきますようお願い申し上げます。

1 送付書類

	資材・書類等	数量
①	赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点(自治会町内会長向け資料)※本紙	1部
②	赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点(班長向け資料)	募金封筒使用の場合：班数 それ以外：封入なし
③	令和4年度共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表	1部
④	共同募金実施要領	1部
⑤	あかいはね（協力者向け資料）	1部
⑥	払込取扱票（ゆうちょ銀行）	1枚
⑦	【new】 払込取扱票について	1枚 詳しくは p.3 へ
⑧	共同募金のお願い（班回覧用資料）	班数
⑨	委嘱状	募金封筒使用の場合：班数 それ以外：1部
⑩	ポスター	A4版1枚:掲示板数
⑪	赤い羽根	調査報告数
⑫	領収書	調査報告数
⑬	募金封筒	調査報告数
⑭	税制上の優遇措置希望者名簿	1枚
⑮	表彰対象者名簿	1枚
⑯	募金実施衛生ガイドライン第2版	1部

※ 調査報告数は調査票にご記入いただいた数です。

今年度、提出がなかった自治会町内会については、昨年度と同数をお送りしています。

※不足の資材がある場合は、事務局までご連絡ください。追加発送をおこないます。

2 運動スケジュール

9 月下旬	自治会町内会長宅へ資材送付
10 月 1 日～翌年 3 月 31 日	赤い羽根共同募金運動実施期間
～12 月 15 日	赤い羽根共同募金送金期限 (募金運動が終了次第、随時ご送金ください。)
＜参考＞ 11 月 1 日～12 月 31 日	年末たすけあい募金運動実施期間 (募金協力依頼は、地区社会福祉協議会より別途依頼があります。 また、募金資材については 10 月初～中旬頃に別途お送りします)
第 1 回 ～11 月 18 日 第 2 回 ～12 月 15 日	年末たすけあい募金送金期限 (集められた募金によって 12 月に対象者・団体に配分を行うため、なるべく第 1 回期限までに送金ください)



3 募金目安額（共同募金会港北区支会設定額）

共同募金は、配分を計画的に行うために、あらかじめ募金目安額の設定を行う募金です。今年度の目安額は、連合町内会長会議の承認をいただき、以下のとおり設定をしています。目安額を目安にご協力をいただきますようお願いいたします。

自治会町内会加入世帯一世帯あたり	2 5 5 円 ※自治会町内会によって、上記金額以上の設定も可能です。 ※目安額ですので、実際の寄付金額の多寡は問いません
自治会町内会世帯数の考え方	自治会町内会加入世帯数×95% ※自治会町内会別の金額は「令和4年度共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表」参照

※募金は任意な行為であり、お示ししている金額はあくまでも目安額ですので、決してノルマではありません。戸別世帯への募集に際しては、寄付をいただく方に強制的な印象を与えないよう、ご配慮をお願いします。

4 募金方法

募金方法は2種類あります。

封筒募金（封筒を使った戸別募金）	戸別世帯を訪問して寄付金を募る方法 回覧板に封筒を挟み込んで回覧する方法 等 ※「5 封筒募金活動実施に関してご注意いただきたい点」参照
自治会町内会会計からの募金	あらかじめ自治会町内会費と一緒に募金分をお集めいただいている場合の募金

5 封筒募金活動実施に関してご注意いただきたい点

封筒募金で募金活動を行う自治会町内会は、以下の点にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

①「ボランティア委嘱状」を携帯してください。（資材注文された町会のみ）

戸別世帯を訪問して寄付を募る場合は「ボランティア委嘱状」を携帯してください。募金ボランティアとして、神奈川県共同募金会から委嘱を受けていることの証明になります。委嘱状の氏名欄は各自治会町内会でご担当者氏名をご記入ください。

②領収書を発行してください。（資材注文された町会のみ）

ご寄付いただいた方に領収書を発行してください。寄付者が希望されない場合は発行しなくても構いません。

③寄付金額の指定は行わないでください。

目安額の設定を行っていますが、募金はいくらでも寄付者の任意ですので、寄付を募る側から金額の指定を行うことはできません。もし、いくらくらいが良いかと寄付者から尋ねられた場合は、お答えいただいても構いません。

④「誰がいくら寄付した」という情報を寄付者に公開しないでください。

寄付を募る際に「誰がいくら寄付した」という情報を公開しないでください。（例：寄付者と寄付金額の記載された名簿を寄付者に提示する、回覧板で寄付者と寄付金額を記入してもらう一覧表をつけて封筒を回す、等）

そのような情報が近所の他の方の目に触れることで、強制的に感じてしまう方もいます。



6 募金納入方法

募金が集まりましたら、各班の募金を自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、金融機関を通じて納入いただきますよう、お願い致します。

小銭等が多い場合は金融機関の窓口を持参いただき、合計額を集計いただくこともできます。

ゆうちょ銀行 口座への振り 込み	口座記号No. : 00240-1-99418 加入者名：社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市港北区支会 ※昨年度までと<u>口座が変わっております</u>のでご注意ください ※同封の払込取扱票を用いて<u>郵便局の窓口から</u>お振込みいただきます と、振込手数料は<u>無料</u>です（<u>ATMではご利用できません</u>のでご注意ください。） ※上記口座は払込手数料、硬貨取扱手数料等が<u>免除（無料）</u>となっています。万が一窓口にて手数料を請求された場合には、送付書類⑦「払込取扱票について」裏面の、「無料送金サービスの取扱いに関する申込みの審査結果について（写）」を窓口に提示ください。
------------------------	--

※他行より振込される場合は手数料は振込者負担となります。

先：ゆうちょ銀行 当座 ○二九 0099418 （昨年度までと変わっております）

7 10万円を超える現金の振込時の注意事項

銀行・郵便局で10万円を超える現金の送金を行う場合は、手続者の本人確認書類の提出が求められます。また、個人ではなく団体名で送金を行う場合は、手続者とその団体の関係性の確認できる書類(名簿等)、また団体の設立趣旨等を確認できる書類(会則等)の提出を求められます。団体名で送金を行いますと、書類を整える手続きが煩雑になりますので、できましたら以下の方法でお願いいたします。

①振込手続者個人名で振り込みいただき、本人確認書類をご提示いただく

払込取扱票には目安額一覧に記載の「整理番号」と「手続者名」を記載し、自治会町内会名は記載しない方法。本人確認書類を忘れずにお持ちください。

②10万円未満に分けて複数口でお振込みいただく

払込取扱票一口を10万円未満の金額に設定し、目安額一覧に記載の「整理番号」と「手続者名」を記載してお振込みいただく方法。払込取扱票が足りない場合は、ご連絡いただきましたら郵送いたします。

8 募金納入期間

令和4年10月1日～令和4年12月15日

※募金が集まり次第、随時納入ください。

9 募金事務費

自治会町内会での募金活動にかかる事務経費ならびに全戸配布資料配布手数料をお支払いします。お支払い時期は令和5年3月で、日赤募金分事務費とあわせて連合自治会町内会単位で振込みます。

10 税制上の優遇措置（個人）について

優遇措置の名称	適用期間	優遇措置の内容
所得税の控除	通年	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2千円を差引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
個人住民税の控除	通年	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで)から2千円を差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。

各自治会町内会におかれましては、寄付者本人に優遇措置を希望されるか否かの確認を行い、希望される場合は次の対応をお願いいたします。

- ① 通常の領収書（「赤い羽根募金領収書」）に「仮」と記載のうえ発行いただき、後日、区支会が発行する「本領収書」と差し替えになる旨をご説明願います。 ※通常の領収書では優遇措置を受けるための証明書とはなりません。
- ② 「仮」発行した領収書の控えと、同封の「税制上の優遇措置希望者名簿」を、FAX、郵送、直接のいずれかの方法で事務局へお届けください。

11 表彰について

大口のご寄付をいただいた方には、神奈川県共同募金会から感謝状が送付されます。下記に該当する寄付者がいる場合は、事務局までご連絡ください。

5万円以上ご寄付いただいた個人の方もしくは10万円以上ご寄付いただいた法人・団体

お問い合わせ先（募金事務局）：（福）神奈川県共同募金会横浜市港北区支会

住所：〒222-0032 港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206号 港北区社会福祉協議会内

電話：547-2324 FAX：531-9561

払込取扱票について

今年度から、払込手数料・硬貨手数料の免除口座の新設に伴い、
払込取扱票が下記のものに変更になります。

窓口専用用紙です。ATM利用の場合は手数料が発生します

00		払込取扱票	
口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。			
口座記号	口座番号（右詰めで記入）	金額	千：百：十：万：千：百：十：円
002401	99418		
加入者名	社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市港北	料金	備考
通信欄・ご依頼人	赤い羽根（共同募金）一般募金	窓口専用	
※ATMでは有料になります			
おところ	おなまえ	日	附
（ご連絡先電話番号）		印	
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。 これより下部には何も記入しないでください。			

各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
切り取らないでください。

この受領証は、大切に保管してください。

この払込取扱票（口座）は払込手数料、硬貨手数料等が免除（無料）となります。（窓口にて口座の照合にお時間がかかる可能性があります）
万が一、窓口にて手数料を請求された場合には、裏面の「無料送金サービスの取扱いに関する申込みの審査結果について（写）」をご提示ください。

赤い羽根共同募金





ゆ 22 事 統 第 072611 号

2022 年 8 月 1 日

社会福祉法人 神奈川県共同募金会

会長 並木 裕之 様

株式会社 ゆうちょ銀行

事務部門 事務統括部長 傳 昭浩



無料送金サービスの取扱いに関する申込みの審査結果について

申込みいただきました無料送金サービスの取扱いに係る審査結果を、下記のとおりお知らせします。

記

1 申請の種類

新規

2 加入者名

社会福祉法人 神奈川県共同募金会

横浜市港北区支会

3 口座記号番号

00240-1-99418

4 審査結果

承認（社会福祉の増進を目的とする寄附金の募集について）

5 料金免除取扱期間

2022年8月15日（月）から通年

6 無料送金サービスの範囲

ゆうちょ銀行の各店舗・郵便局の貯金窓口において、通常払込み（料金払込人負担（青色の振替払込書））での送金に限ります。

通常払込み（料金加入者負担（赤色の振替払込書））や、ATM・ゆうちょダイレクト等の窓口以外のチャネルによる送金は、本サービスの対象外です。

※ 都合により申請いただいた内容を変更する場合は、変更する1か月前までに都道府県共同募金会本部を通じ、弊行の担当エリア本部までお申し出ください。

※ 無料送金サービスのご利用には、郵便局窓口での取扱いを円滑にするため、専用払込書の作成にご協力ください。

以上



令和4年度 共同募金実施要領

～ つながりをたやさない社会づくり ～

社会福祉法人神奈川県共同募金会

昭和22年、「国民たすけあい運動」として始まった共同募金は、戦後の社会的・経済的混乱の中、戦災で住居が焼失した人たちや、両親を失った子どもたちへの支援に力点が置かれました。

募金の使いみちも、時代の変化とともに、その時々々の社会情勢の中で必要とされるさまざまな福祉活動へ配分に重点を置き、近年は国内で多発する大規模災害時の被災者支援活動も主要な配分事業のひとつとして、県内の地域福祉を推進してまいりました。

現在、新型コロナウイルスによるパンデミックの状況下で、人と人との接する機会が制限され、経済的に困窮される方々や社会的に孤立される方々、生活や教育環境の変化を余儀なくされる子どもたちを中心に、地域の中で支援を必要とされる方々が急増しています。

神奈川県共同募金会では、企業や社会福祉協議会、NPO等と連携してコロナ禍で緊急的に支援を求めている方々への支援事業等を、令和2年3月から継続的に展開しています。

ことしの共同募金運動は、「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を全国共通テーマに掲げて、昨年度に引き続き、“神奈川県内の地域福祉の推進”とともに“コロナ禍での緊急支援事業”、国内大規模災害時の“被災者支援事業”にも積極的に取り組んでまいります。

I 共同募金の役割

1. 総合的な募金運動

共同募金とは、地域福祉事業を推進する施設・団体が、それぞれ募金活動を行うことによって生じる混乱を避けるため、共同募金会が総合的に行う寄付金募集です。

2. たすけあいの心の普及

共同募金は、住民一人ひとりの“たすけあいの心”を育み、地域で行うさまざまな福祉活動を通じて、福祉文化の創造につながることを願って展開します。

3. 民間運動体としての事業展開

民間運動体としての役割を明確にして、事業の公平性・公益性を保つために法令を遵守するとともに、民間資金としての特質である「先駆性」「柔軟性と即応性」「多様性」を十分に発揮して事業を展開します。

4. 全国協調と地域性

共同募金運動は、全国一斉に協調して行われますが、実施の区域は都道府県とし、地域福祉を構成する県民との協働により実施します。

5. ボランティア活動

共同募金は、ボランティアの組織的な活動による協力を得て推進します。

6. 公 表

寄付者の信託に基づいて寄付金の公正な管理・配分を、県民の理解と支持を得るために募金及び配分の計画を公表し、共同募金の透明性を確保します。

II 実施主体

共同募金は、社会福祉法人神奈川県共同募金会と県内58支会(19市25区14町村)で実施します。

III 募金期間

共同募金運動は、社会福祉法第112条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める期間である令和4年10月1日(土)から3月31日(金)までの6カ月間を募金期間とします。

例年、市区町村を単位として実施する募金期間は12月末までとして、1月から3月までの3カ月間は県募金会が中心となって企業との協働事業を推進してまいりました。

しかしながら、コロナ禍の収束時期の見通しがつかない現状を踏まえて、令和4年度の市区町村を単位で実施する募金運動につきましても、令和3年度と同様に、10月1日から翌年3月31日までの6カ月間を募金期間として実施いたします。

なお、寄付金は、年間を通じて受け入れを行います。

Ⅳ 令和4年度共同募金計画

共同募金は、社会福祉法第119条の規定により、民間社会福祉施設・団体が地域福祉を推進するために必要とする資金量をあらかじめ把握して、募金目標額と配分計画を定めて組織的に行う「計画募金」です。

令和4年度は、配分計画及び目標額を次のとおり定めて、募金・配分事業を展開します。

◆ 令和4年度募金目標額(配分計画額) 12 億円

◆ 赤い羽根募金(一般募金)	8億2,220万円
1. 市区町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動	3億769万円
2. 民間社会福祉施設が行う福祉活動	2億2,350万円
3. 広域的な福祉活動を行う民間団体の事業	6,260万円
4. 小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業	3,500万円
5. 全国共通配分テーマ等に則した重点配分事業	500万円
6. 国内大規模災害時に緊急に対応する資金	3,600万円
7. コロナ禍における緊急支援事業および災害対応事業	1,000万円
8. 全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業	335.1万円
9. 県共同募金会が行う事業	8,060.9万円
10. 市区町村支会が行う事業	5,845万円

◆ 年末たすけあい募金	3億7,780万円
-------------------	-----------

市区町村社会福祉協議会が当該地域を単位として、援助を必要とする人たちの生活や地域福祉を支えるボランティア団体などの活動を支援するための資金。

Ⅴ 募金活動の展開

募金活動は、前記「Ⅲ 募金期間」に定める期間内に募金ボランティア活動を通じて、ご協力が得られるように次の方法により展開します。

また、「赤い羽根募金」と「年末たすけあい募金」を同時に募集する場合は、各募金の趣旨を明確にして寄付者の誤解を招かないように実施します。

募金活動はガイドラインに則り、新型コロナウイルスへの感染拡大防止に配慮して実施します。

令和4年度共同募金運動は、寄付者である県民の皆さまはもとより、募金ボランティアの方々や共同募金関係者等のウイルス感染を防止するため、安心と信頼を担保しながら実施します。

令和2年度から続くパンデミック下の共同募金運動は、中央共同募金会が策定した「募金活動実施にあたっての衛生配慮に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」)に則り、これまで実施してきました。

ガイドラインでは、健康管理の徹底、手洗い・手指の消毒、マスクの着用、対人距離の確保、衛生管理といった基本的事項に沿って、戸別募金・街頭募金・法人募金などの募金方法別に想定される活動状況の事例を掲載しています。

本年度、募金活動にご参加いただける募金ボランティアの方々や共同募金関係者におかれましては、引き続きガイドラインに則った募金活動を実施していただきますように、ご配慮をお願い申し上げます。

1. 戸別募金

自治会・町内会や民生委員などの協力を得て、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるように各家庭にお願いする募金です。なお、寄付者の判断の目安として、おおよその寄付金額を示すことは差し支えありませんが、強制感を伴わないよう十分な配慮をお願いします。

- (1) 戸別訪問により募金活動を行う場合は、適宜、手指の消毒を行い、可能であれば屋内には入らず、玄関先等でコミュニケーションをとるようにお願いします。屋内に入る場合は必要最低限の時間で退出されるようにご配慮ください。
- (2) 寄付金の収受は封筒で行うなど、手渡しはできるだけ控えてください。
- (3) 寄付金を収受した時に発行する所定の領収書は、後刻ポストに投函するなど、手渡しはできるだけ控えてください。
- (4) 高額寄付者については、所得税・住民税の「寄付金控除」となる“税制上の特典”があることを周知します。
- (5) 自治会・町内会費などから一括して寄付をいただく場合は、事前に共同募金の趣旨を周知して、寄付者の理解を得られるように努めます。
また、広報紙を各家庭に配布して、広報・啓発活動を推進します。
- (6) 自治会・町内会などに未加入の新興マンション住民に対して、管理組合等の協力を得ながら、募金活動や具体的な使途の周知を図り、事業を展開していきます。

2. 街頭募金

ボランティアの協力を得て、鉄道各社の駅構内及び駅周辺やスーパー・商店街などの敷地内で、通行する皆さまにお願いする募金です。

- (1) 1カ所に寄付者やボランティアの皆さまが密集しないよう対人距離を保つことのできる場所を選定し、常にフィジカルディスタンス(物理的距離)に配慮しながら活動されるようお願いいたします。
- (2) 対面状態で大きな声を発することは控えてください。そのために拡声器等や再生装置を用いた呼びかけ手段を準備するなどご配慮ください。
- (3) 掲示物(ラミネート、パネル等)やチラシボックスを設置するなど、趣旨を示しつつ協力を呼び掛けるなどの配慮をお願いします。
- (4) 寄付金の収受は募金箱により行い、手渡しはできるだけ控えてください。
- (5) 赤い羽根の配布にあたっては、袋に小分けする、シートの本数を間引くなど、一枚の羽根に複数の寄付者の手が触れることがないようにご配慮ください。
- (6) 募金箱を開閉する場合は、当該支会の責任者立ち合いのもとに実施します。

3. 法人募金

県内の企業・法人などに対して、郵便や訪問によってお願いする募金です。

- (1) 法人募金は、個々の企業などに協力を呼びかけるとともに、経済関係の団体と連携を保ちながら行うように努めます。
- (2) 本支店など法人の組織に関わらず、その事業所の所在する地域の福祉向上に参加されるように理解を求めます。
- (3) 拠出される寄付金が、法人税法上の全額損金扱いとなる“税制上の特典”を周知し、募金の開拓に努めます。
- (4) 募金に際しては、事前に募集計画を立てて依頼先を決定し、ダイレクトメール方式を活用するなどの方法により、寄付先の拡大に努めます。
- (5) 企業や量販店に対しては、社会福祉施設から受配申請のあったテレビ・冷蔵庫などの家電商品等を寄付してもらえるように積極的な働きかけを実施します。

4. 学校募金

小・中学校、高等学校、大学、専門学校などに在籍する児童・生徒・学生や教職員にお願いする募金です。

- (1) 学校募金は、児童・生徒の福祉教育の一環として、教育委員会・校長会・PTA・職員組合などの理解を得られるように努めます。
- (2) 募金は、児童・生徒の自主性に配慮した呼びかけによって行いますが、学校・子ども会などに働きかけて、リーフレットやキャラクター仕様の募金箱等を活用することで関心を高めます。

5. 職域募金

県内の企業・法人、官公庁などの社員・職員に対してお願いする募金です。

- (1) 職域募金は、企業等で働く方がたを対象としますが、その幹部や労働組合などの理解を得ながら実施します。
- (2) 募金方法は、キャラクターバッジ・クオカード等を活用し、ポスター掲示により広く周知を促すなど、職場の環境に合わせて積極的な活動を促進します。

6. イベント募金

県内に拠点を置くプロ・スポーツチームとの協働事業をはじめ、各地域で催される行事の際に呼びかける募金です。

- (1) 基本は「2. 街頭募金」と共通しますが、各スポーツチームや地元自治体が生している注意事項等を踏まえたうえで、参加人数、会場レイアウトや座席配置等にご配慮ください。
- (2) 会場が屋内である場合は、定期的な換気のご配慮をお願いいたします。

7. その他の募金

前記の区分に当てはまらない募金です。

- (1) 子ども会や老人会、ロータリークラブやライオンズクラブなどの企業・法人に該当しない団体からの寄付を受け入れます。
- (2) 個人からの寄付を受け入れます。(個人大口寄付金を含みます)
- (3) 企業との協働事業として実施する「共同募金仕様自動販売機」等を設置して、売り上げの一部を清涼飲料水メーカーから寄付金として受け入れます。
- (4) 金融機関に預け入れた寄付金の預金利息(年2回)は、寄付金として計上します。

VI 配分事業の展開

1. 配分審査

令和4年度共同募金に対して、県内の民間社会福祉施設・団体から寄せられる申請要望は、募金期間終了後、あらかじめ定められた配分計画及び「令和4年度共同募金配分基準」に基づき、公正かつ厳正な審査を行います。

2. 配分金による事業の実施

配分金は、年末たすけあい援護資金など、直ちに使用するものを除き、原則として配分決定施設・団体の令和5年度事業費に充当します。

なお、「年末たすけあい募金」による配分事業は、別に定める「令和4年度年末たすけあい運動実施要綱」に基づき実施します。

3. 配分金による事業の周知

配分金による事業は、神奈川新聞紙上及び全戸配布資料などを通じて公表するとともに、赤い羽根データベース「はねっと」により、インターネット上で使途を公表します。

また、配分決定施設・団体からも積極的な広報が行われるよう協力を求めます。

VII 寄付金の取り扱い

1. 寄付金の管理

- (1) 募金ボランティアは受け入れた寄付金を速やかに支会へ納入し、支会は収納した寄付金を速やかに県募金会に送金します。
- (2) 寄付金の取り扱いは厳正を期し、別に定める諸規程に基づいて適正に管理し、寄付者の信託に応えます。

2. 共同募金運動経費

共同募金運動の実施に要する経費は、厚生労働省の指導(注)により、募金実績額の概ね1割とし、適正に執行します。

(注)都道府県知事宛・昭和42年9月19日付社庶第340号厚生省社会局長通知

VIII 個人情報の取り扱い

共同募金を実施する上で取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び神奈川県共同募金会「個人情報保護規程」(平成17年6月1日施行)に基づき適正に管理いたします。

港北区年末たすけあい運動実施要綱

制 定 平成20年9月12日
最近改正 令和 4年8月31日

1 目的

港北区では近年、高齢人口の増加や障害のある人の社会参加に伴う新たな福祉課題が生まれ、総合的な福祉施策の展開が望まれています。

このような展開を積極的に行うために、地域住民の連携を深め、現状を的確に把握し、年間を通じた計画的な援助の促進をはかる機会になるよう、共同募金運動の一環としての年末たすけあい運動を実施します。

- 2 実施団体 社会福祉法人 神奈川県共同募金会港北区支会
社会福祉法人 横浜市港北区社会福祉協議会
港北区各地区社会福祉協議会
港北区連合町内会
港北区民生委員児童委員協議会

- 3 協賛団体 港北区役所

- 4 実施期間 当該年度11月1日から12月31日まで

- 5 募金目標額 当該年7月1日現在の加入世帯数の0.95×@200円

6 募金活動及び配分

(1) 募金活動

募金活動は、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の構成員である関係機関（自治会町内会・婦人会・民生委員児童委員等）の協力を得て実施します。

(2) 募金の配分

① 区社協による配分

ア 「港北区ふれあい助成金」及び「港北区みんなの助成金」の財源の一部にあてます。
別に定める「港北区ふれあい助成金運営要綱」及び「港北区みんなの助成金運営要綱」に基づき配分します。

イ その他、区全体の地域福祉向上のために配分します。

② 地区社協による配分

次の4つの基準により配分します。

ア 在宅援護配分

要援護世帯の配分に重点を置き、民生委員による確認を通して、例えば、長期にわたる在宅ねたきり高齢者、あるいは重度障害児・者の介護にあたる家庭の激励など、経済的な視点からでなく、何らかの状況で生きづらさを抱えた世帯や困難な状況に立ち向かっている世帯等に、地域の連帯意識を盛りあげるよう配慮して配分します。

なお、生活保護世帯に対する配分は、公的扶助の充実にかんがみ、単に生活保護を受けているということのみで配分することなく、公の制度では手の届かないケースについて個々に対応を考えて配分します。

イ 社会福祉施設配分

社会福祉活動を行っている法定外福祉施設について、配分します。

なお、地区の実状に応じて、法定福祉施設も対象とします。

ウ 社会福祉団体配分

地区社協活動のより一層の充実を図るために、地区社協の会員として参加している団体で、地区社協と目的を共有して福祉活動を行っている団体を対象とします。

ただし、地域において活発な福祉活動を行い、住民が自主的に運営している団体・グループで、地域福祉活動の推進が期待できるものに対しては、積極的に配分します。

エ 地区社会福祉協議会活動推進費

地区社協の運営費あるいは事業費として使います。

(3) 配分割合および基準

① 配分割合

区社協による配分は、年末たすけあい募金戸別募金目標額の3分の1の額とし、それ以外については、全額地区社協への配分とします。

地区社協は、次の割合を目標値として配分します。

ア 戸別配分は、配分額の20%を目安とします。

イ 施設配分は、配分額の10%を目安とします。

ウ 団体配分は、配分額の35%を目安とします。

エ 活動推進費は、配分額の35%を目安とします。

② 配分基準

ア 区社協による配分基準

「港北区ふれあい助成金」及び「港北区みんなの助成金」の配分基準は、「港北区ふれあい助成金運営要綱」及び「港北区みんなの助成金運営要綱」に基づきます。

イ 地区社協への配分基準は、「港北区年末たすけあい募金配分要綱」に基づきます。

(4) 配分審査

配分額は、地域の意向を尊重しながら配分委員会で決定します。

配分委員会は次のもので構成する。

① 本会会長

② 共同募金会港北区支会支会長

③ 各地区社会福祉協議会会長

④ 各地区民生委員児童委員協議会会長

⑤ 行政関係者（福祉保健センター担当部長）

また、本委員会委員長は共同募金会区支会支会長とし、副委員長は区社会福祉協議会会長とする。

7 実施方法

(1) 募金活動と振込み

① 募金封筒調査

募金封筒調査は、「年末たすけあい募金封筒数の調査」（様式1）にて、区社協から地区連合町内会に依頼します。

② 募金活動

各地区自治会町内会会長は、募金封筒を町内会世帯に配り、募金の協力依頼と

ともに募金を行い、連合町内会に未加入の自治会等へは区社協が行います。

③ 振込み

ア 地区社協会長

地区内の募金を集計し、第1回11月下旬もしくは第2回12月下旬までに共同募金会港北区支会に募金を振り込みます。

イ 共募港北区支会

各地区の募金を集計し、共同募金会横浜市支会を通して県共同募金会に送金します。

ウ 県共同募金会

区支会の配分計画書に沿った配分額が区社協に振り込まれます。

エ 区社協

配分委員会で決定した配分計画に沿った配分額を、各地区社協に12月中旬頃に振り込みます。

(2) 配分計画書

① 各地区社協会長

各地区社協の会長は、地区の配分対象を10月から調査し、「年末たすけあい配分金使途計画書」（様式2）を、11月中旬頃に区社協会長へ提出します。

なお、在宅援護配分の配分対象者の調査については、各地区民児協が行うこととし、各地区民児協会長はとりまとめのうえ、「年末たすけあい配分対象者調査表」（様式3）を地区社協会長に提出します。

② 区社協

各地区社協から提出された配分計画書を基に、区の配分計画書を作成し、「年末たすけあい配分委員会」の承認を得て、12月上旬頃に共同募金会横浜市支会に提出します。

(3) 配分報告書

① 各地区社協会長

ア 配分結果

各地区社協会長は、配分結果を、「年末たすけあい配分金使途報告書」（様式4）に取りまとめ、当該年1月中旬頃に区社協会長へ提出します。

イ 大口寄付者及び特別寄付者名簿

各地区社協会長は、大口寄付者（5,000円以上）及び特別寄付者（個人50,000円以上、法人・団体100,000円以上）については、「年末たすけあい運動大口・特別寄付者名簿」（様式7）に住所・氏名・金額を記入し、区社協会長に報告します。

② 要援護世帯配分結果報告・名簿

ア 要援護世帯配分結果報告

要援護世帯への配分結果報告については、各地区民児協会長が「年末たすけあい配分金要援護世帯への配分結果報告」（様式5）でとりまとめ、地区社協会長に提出します。

イ 年末たすけあい配分金世帯名簿

各地区民協会長は、「年末たすけあい配分金世帯名簿」（様式6）に、配分時に対象世帯から受領印をもらい、区社協へ提出します。

③ 区社協会長

区社協会長は、地区配分、区配分をとりまとめ、報告書を1月末までに共同募金会横浜市支会に提出します。

8 礼状

大口寄付者（5,000円以上）には、区社協会長・共募区支会長名の礼状を、特別寄付者（個人50,000円以上、法人・団体100,000円以上）については、区社協会長の進達に基づき、県共募会長名の感謝状を贈呈します。

附 則

1 この要綱は平成20年9月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成21年9月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成26年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成30年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和元年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和4年8月31日から施行する。

募金活動実施にあたっての 衛生配慮に係るガイドライン

令和3年8月18日(第2版)
作成: 社会福祉法人 中央共同募金会
監修: 鶴岡浩樹 氏(日本社会事業大学 専門職大学院 教授、医師)

このガイドラインについて

- 「募金活動実施にあたっての衛生配慮に係るガイドライン」(以下「衛生ガイドライン」)は、令和2年7月、新型コロナウイルス感染症の拡大状況があるなか、共同募金運動展開にあたっての考え方について、医学的知見に基づいて考え方を定めたもので、令和3年度共同募金運動の準備にあたって、改訂を加え第2版としたものです。
- このたび令和3年度運動を控え、私たち自身が基本的な感染対策を身につけることができているという前提で、内容を再考しました。
- 第2版では、主催者向け、ボランティア向けの衛生ガイドラインを一本化した共有のガイドラインとし、その中で、衛生ガイドラインを準拠とした、主催者、ボランティアの双方の活動において留意していただきたい「遵守すべき基本事項」を設けることとしました。
- 募金活動においては「遵守すべき基本事項」を踏まえて行動いただき、その考え方の根拠が衛生ガイドラインに記載されている考え方でお取り扱いいただきますと幸甚です。
- なお、今後も医学的見解の変化等に合わせて、随時内容を修正・変更していく可能性があることを申し添えます。



赤い羽根共同募金



募金活動実施にあたっての 衛生配慮に係るガイドライン

このガイドラインの目的

地域福祉の資金ニーズに応えるために、募金運動を停滞させることがないように、募金活動の質を全国的に統一させるためにこのガイドラインを制定します。

1 全国統一の募金運動としての質の維持

共同募金運動は創設以来、全国統一で一斉に行われるものとして、長きにわたり国民の信頼を得て展開してまいりました。感染症流行下においても信頼を得ていくためには、感染症対策の基本的な考え方を合わせ、募金運動の統一性を失わないことが必要であると考えます。

2 必要な資金ニーズに応え続ける努力

共同募金会では、感染症流行下において生じた新たな資金ニーズに的確に対応し、この一年間で一定の評価を得てきました。流行が長引き、地域での福祉課題も複雑多様化してくることが想定される今、地域福祉の資金ニーズに応えていくためには、募金運動を停滞させることなく、安心・安全に取り組み続ける必要があると考えます。

赤い羽根共同募金の募金活動において 遵守すべき基本事項

赤い羽根共同募金の募金活動におけるあらゆる場面において、
以下の基本的な行動指針を遵守いただきますよう、
主催者、募金ボランティアの皆さまにはお願いいたします。

募金活動において遵守すべき事項



① 健康管理の徹底（検温等）



② 手洗い、手指消毒の励行



③ マスクの着用



④ 対人距離の確保（三密の回避）



⑤ 衛生管理（募金資材等の定期的な消毒）

基本事項の詳細説明



新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染するといわれています。つきましては、募金活動の際には、飛沫の拡散を防ぐこと、他者との直接接触を避けることの2点を基本に行動がなされますようご配慮ください。

以下は基本的なルールとして定めるものですが、地域ごとの感染状況等によって適用の程度はご判断ください。

1

基本的なルール



- 感染防止の基本は、一人ひとりの基本的感染対策にあります。
- ついては、どんな場面における募金活動にあっても、以下の事項をお守りいただきますようお願いいたします。
- また、高齢者等ハイリスクの方には、お願いする活動内容に充分ご配慮ください。



1) 健康管理の徹底

- ・主催者職員の状態が以下①～③に一点でも当てはまる場合は、ボランティアの皆さまとの活動を控えるようにしてください。
- ・また主催者は、ボランティアの皆さまに対して、協力依頼の際に当該事項を周知し、該当する場合は活動に参加しないように要請してください。
- ・体温計測は客観的基準として有効ですので、活動の際の事前の検温はできるだけ徹底いただきたく、主催者は衛生配慮の行き届いた状態で随時の検温が可能となるよう環境整備にご配慮ください。



チェック項目

- ☐ ①体温が37.5℃以上の場合（または平熱を1℃以上超える場合）
- ☐ ②咳、倦怠感等風邪の症状がある場合
- ☐ ③海外渡航歴があり帰国後2週間を経過していない場合



2) 手洗い・手指消毒の励行

- ・主催者、ボランティアの皆さまは活動前、活動中、活動終了後のいずれにおいても石けんでの手洗いとアルコール等での手指消毒を徹底されるようご配慮ください。
- ・主催者は手洗い水道がある場所を活動拠点とし、石けん・消毒用アルコール・ペーパータオルなどの衛生資材を適切に配置するようにしてください。また消毒用アルコール等はボランティアの皆さまが活動中に移動する際などに携帯できるようご配慮ください。
- ・新型コロナウイルスは目、鼻、口から感染します。ついては活動中は手が顔に触れないよう意識してください。
- ・貨幣を媒介にした感染の可能性も指摘されています。つきましては、収受した寄付金の集計にあたって、前後の手洗い、手指消毒が徹底されるようご配慮ください（必要に応じて手袋を用いて集計作業を行うなどご配慮ください）。集計した寄付金は清潔な袋等で保管し、以後は主催者が責任を持って取り扱うようにしてください。



3) マスクの着用

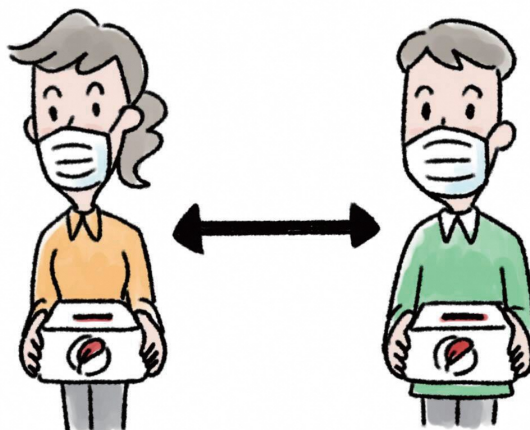
- ・募金活動中はマスクの着用を徹底するようご配慮ください。





4) 対人距離の確保

- ・対人距離の確保は感染防止の重要事項です。しかしながら、共同募金運動は、コミュニケーションを通じて、地域福祉活動の重要性を地域住民の皆さまにご理解いただき、募金協力いただくことを中心に成り立ってきた活動です。
- ・については、「三密」を避け、感染拡大のリスクをできる限り最小限にしながら、適切なコミュニケーション手段を用いて募金活動が行われるよう、ご配慮をお願いいたします。
- ・活動の際は、フィジカルディスタンス（物理的距離）をつねに意識した行動をとっていただけるよう、ご配慮をお願いいたします。



5) 衛生管理

- ・募金箱等をはじめとする共用資材は、募金活動の最中も、定期的に消毒が行われるよう、ご配慮をお願いいたします。また、次の活動のため、活動終了後も消毒が行われるようにしてください。

※1) 万が一の感染に備えて

- ・募金活動中やその前後の万が一の感染に備え、接触確認アプリを利用するなど、事前の配慮をお願いいたします。
- ・万が一に備えて参加者の個人情報を取得する場合は、当該個人情報や感染者情報の取扱いについて、十分配慮いただきますようお願いいたします。



※2) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する考え方について

- ・新型コロナウイルスワクチンの接種が進んできていますが、募金活動において、ワクチンの接種の有無を理由とした差別的な扱いが生じることのないようお願いいたします。
- ・接種は強制ではなく、受ける側の意思がなければ接種されることはありません。またさまざまな理由で接種が受けられない人もいらっしゃいます。

- ・また接種には、なんらかの理由で予防接種が受けられない人を、集団の大部分が免疫を獲得することで守る「集団免疫」の効果を得ることに大きな目的があります。
- ・ついては、接種の有無により社会活動への参加が制限されることは元来あってはならないことですので、募金活動への参加や活動の実施にあたって、そのようなことが起こらないようご配慮お願いできればと存じます。

2

募金方法別のガイドライン



- ここでは、「(1) 基本的なルール」をふまえたうえで、募金方法別に、活動を行ううえで想定される状況において、押さえていただきたいポイントをお示しします。
- 実際の活動はすべて現場ごとの判断が優先されますが、その目安としてご確認ください。



1) 街頭募金

- ・一か所にボランティアの皆さま、寄付者が密集しないよう、対人距離を保つことのできる場所を選定し、つねに配慮しながら活動されるようご配慮ください。
- ・対面状態で大きな声を発することは控えてください。そのために拡声器等や再生装置を用いた呼びかけ手段を準備するなどご配慮ください。フェイスシールド等を用いるなども有効です。



- ・ 掲示物（ラミネート、パネル等）やちらしボックスを設置するなど趣旨を示しつつ、協力を呼び掛けることも有効ですのでご検討ください（素材を中央共同募金会から提供しています）。
- ・ 寄付金の収受は募金箱により行い、手渡しは控えるようご配慮ください。
- ・ 赤い羽根の配布にあたっては、袋に小分けする、シートの本数を間引くなどして、一枚の羽根に複数の寄付者の手が触れることがないようにご配慮ください。



2) イベント募金

- ・ 基本は「1) 街頭募金」と共通しますが、地元自治体が発している注意事項等をふまえたうえで、参加人数、会場レイアウトや座席配置等にご配慮ください。
- ・ 会場が屋内である場合は、定期的な換気のご配慮をお願いいたします。



3) 戸別募金

- ・ 戸別訪問により募金活動を行う場合は適宜、手指の消毒を行うなどのご配慮をお願いいたします。
- ・ 可能であれば屋内には入らず、玄関先等でコミュニケーションをとるようにご配慮ください。屋内に入る場合は必要最低限の入室時間で退去するようご配慮ください。
- ・ 訪問時間を短時間にするために、ちらしで趣旨を示して協力を呼び掛けることも有効です。また相手の希望に合わせて訪問は行わず、電話、郵送、メールでのコミュニケーション手段を用いることも有効です。
- ・ 寄付金の収受は封筒で行うなど、手渡しはできるだけ控えてください。また、赤い羽根や領収書は後刻ポストに投函するなど、手渡しはできるだけ控えてください。

4) 法人募金

- ・ 基本は「3) 戸別募金」と共通しますが、訪問先の規模に合わせた訪問人数となるようご配慮ください。

5) その他の募金方法等

- ・基本は1)～4)の事項と共通します。基本的なルールをふまえたうえで、簡潔かつ的確に趣旨をお伝えして協力いただけるようご配慮ください。

6) 新規の募金方法《参考》

- ・接触を伴わない募金方法も各種準備していますので、寄付者に募金協力いただく際の手法としてご活用ください。

◎接接触を伴わない募金方法の例

- ・ネット募金…ネットを通じてクレジットカード、コンビニ支払い等で、都道府県、市区町村を指定した寄付が可能（都道府県・市区町村ごとに個別のネット募金用URLを作成しています。詳しくは各都道府県共同募金会までお問い合わせください）。
- ・郵便振替・銀行振込による寄付の受付

「新 ありがとうステッカー」について

- ・赤い羽根に代わる資材として、中央共同募金会では、「新 ありがとうステッカー」を作成しています。
- ・「新 ありがとうステッカー」は、12枚綴りのステッカーがミシン目に沿って分割できるようになっていますのでご活用ください。

3

情報開示



- ・主催者が、衛生配慮を講じながら募金活動を行っていることを示すため、掲示、広報物、ボランティアの皆さまが携行する等のかたちで、上記に係る衛生配慮の内容を開示することが求められますので、ご配慮お願いいたします。

〔※ご参考〕

- ・「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
- ・新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudengue_fever_qa_00001.html